

平成 29 年 12 月

各位

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

「病気休暇」リーフレットの送付について

脳・心臓疾患や精神疾患等の作業関連疾患の増加や、近年の医療技術の進歩等を背景に、治療を受けながら就労する労働者がみられ、また、高齢化の急速な進展により、今後、治療と職業生活の両立等の支援を必要とする労働者が増加することが考えられます。

労使双方にとって、人材育成を行ってきた労働者が、病気により休業、退職したとしても、職場復帰し、生き生きと働き続けることが重要です。また、社会的にも、職業生活と私生活との両立という点で、育児・介護等と同様に、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要となっています。

このようなことから、厚生労働省では、委託事業として実施している「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」において、今般、治療と職業生活の両立等の支援の一環として「病気休暇」に関するリーフレットを作成いたしました。つきましては、当リーフレットの周知にご協力をお願い申し上げます。

<送付資料>

- ・病気休暇に関するリーフレット

なお、リーフレットについては、働き方・休み方改善ポータルサイト (<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>) に掲載予定ですので、そちらも併せてご活用下さい。

【担当】厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

働き方・休み方改善係 栗栖

電話：03-5253-1111

(内線7915)

平成 29 年度厚生労働省委託事業

「病気休暇」に関するリーフレット のご送付

平成 29 年 12 月

株式会社日本能率協会総合研究所

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、日本能率協会グループの事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社、(株)日本能率協会総合研究所では、厚生労働省委託事業「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」を実施しております。

長時間労働等の業務に起因した脳・心臓疾患等の労災認定件数は、近年、高水準で推移しており、依然として働く者にとって職場環境が厳しい状況にあります。このような状況を変えていくために、労働時間をはじめとする働き方・休み方の見直しを進めることにより、過重労働を解消し、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができる労働環境を整備することが重要な課題となっています。

また、経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことも必要です。

このため、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に加え、病気休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇など、労働者個々の事情に対応しつつ、事業場等において労使の話し合いにより導入される休暇制度である「特に配慮を必要とする休暇制度」の普及促進を図ることは、労働者の仕事と生活の調和の実現や労働者の健康の回復を図るためにきわめて有効です。

厚生労働省では、労働者の健康や生活に配慮するための「特に配慮を必要とする休暇制度」の普及促進を目的として、導入事例集の作成・配布やリーフレット及びポスターの作成・配布等の各種広報事業を実施しています。

今回は「病気休暇」に関するリーフレットをご送付いたします。

業務ご多忙の折り、誠に恐縮ではございますが、当リーフレットの周知にご協力いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

敬具

【平成 29 年度厚生労働省委託事業実施機関】

株式会社日本能率協会総合研究所

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-22

担当：佐野

TEL：03-3578-7575 FAX：03-3432-1837

特別な休暇制度について紹介するホームページがあります。

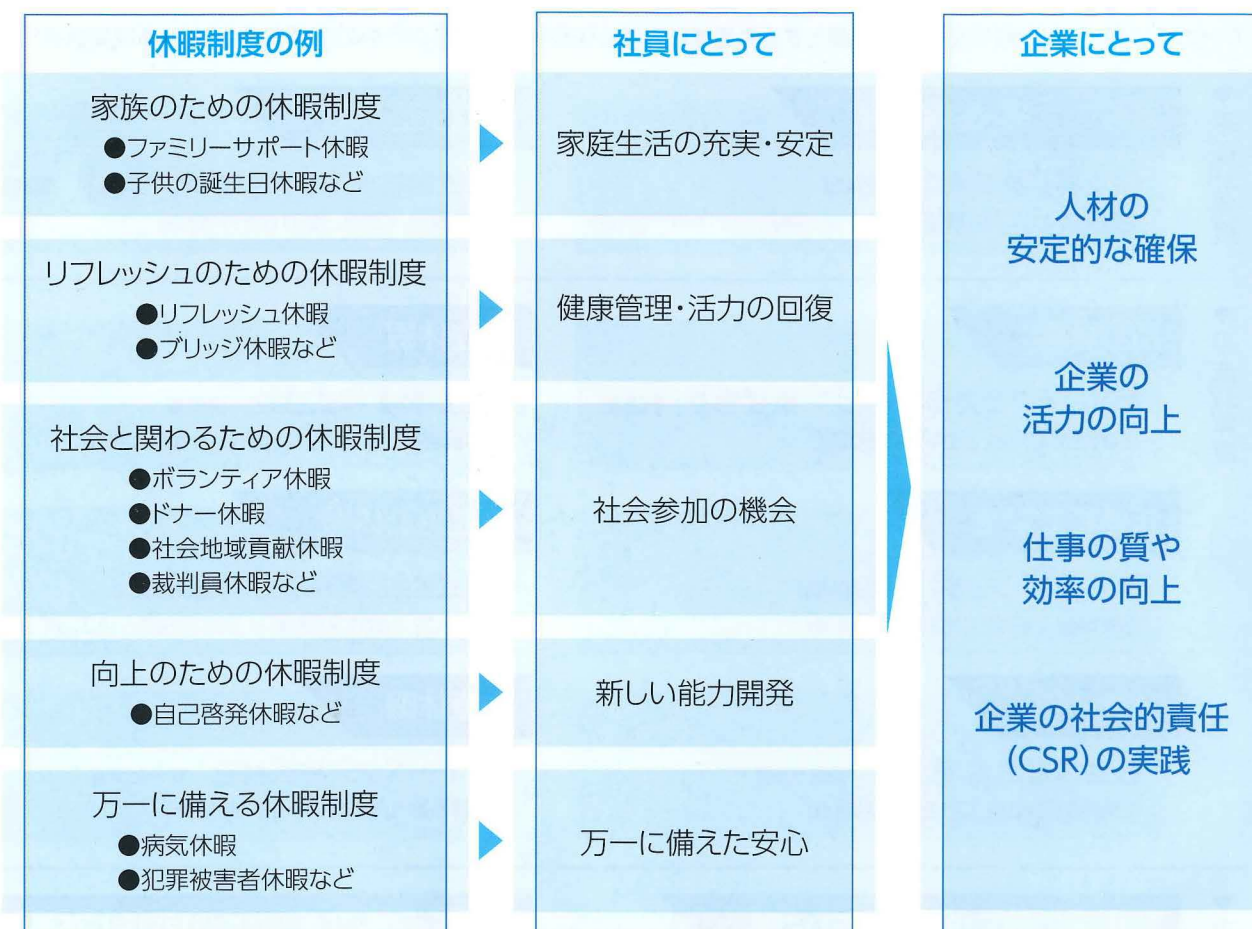
http://work-holiday.mhlw.go.jp

働き方休み方

【働き方休み方】で検索

- 特別な休暇についての情報を掲載しています。
- 企業の導入事例を詳しく紹介しています。

特別な休暇制度の導入・活用で、こんな効果が期待できます



特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度

病気休暇制度



支えられる安心、
支える安心。

安心が
永続勤務に
繋がる

厚生労働省委託事業

「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」

平成29年度 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業事務局

E-mail: shien_1@jmar.co.jp

〒105-0011 東京都港区芝公園3-1-22

株式会社日本能率協会総合研究所



“特に配慮を必要とする労働者”とは

経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことが必要です。

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度とは、「労働時間等見直しガイドライン」※において例示されている「特に配慮を必要とする労働者」(下記参照)に対して付与される特別な休暇制度です。これらの休暇は、年次有給休暇とは違い、付与する義務がないものもありますが、事業主は労働者の個々の事情に対応しつつ、事業場における労使の話し合いにより、付与を検討することが望めます。

※厚生労働省が、事業主が特別な休暇を含む労働時間等の見直しについて適切に対処するために必要な事項を定めたもの。

特に配慮を必要とする労働者の例

- | | |
|-----------------------------|----------------------|
| ① 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者 | ⑤ 単身赴任者 |
| ② 子の養育又は家族の介護を行う労働者 | ⑥ 自発的な職業能力開発を図る労働者 |
| ③ 妊娠中及び出産後の女性労働者 | ⑦ 地域活動・ボランティア等を行う労働者 |
| ④ 公民権の行使又は公の職務の執行をする労働者 | ⑧ その他特に配慮を必要とする労働者 |

いま、病気療養のための休暇が必要とされています

近年の医療技術の進歩により、これまでは治らないとされてきた疾病が治るようになる一方で、長期にわたる治療等が必要な疾病やメンタルヘルス上の問題を抱えながら、職場復帰を目指して治療を受ける労働者や、治療を受けながら就労する労働者の数が増加しています。こうした労働者をサポートするため、

- 治療・通院のための時間単位や半日単位で取得できる休暇制度
 - 年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇制度
 - 療養中・療養後の負担を軽減する短時間勤務制度
- 等を導入することの必要性が高まっています。



時間単位・半日単位の年次有給休暇

時間単位の年次有給休暇については、労働基準法に基づき、労使協定を締結することにより、年に5日を限度に取得できます。

失効年休積立制度

失効した年次有給休暇を積み立て、病気等で長期療養する場合に使えるようになる制度です。導入している企業は、全体の23.4%※となっています。

病気休暇制度

私傷病の療養のために、年次有給休暇以外で利用できる休暇制度です。取得できる要件や期間は、労使の協議あるいは休暇を与える使用者が決定することが一般的です。

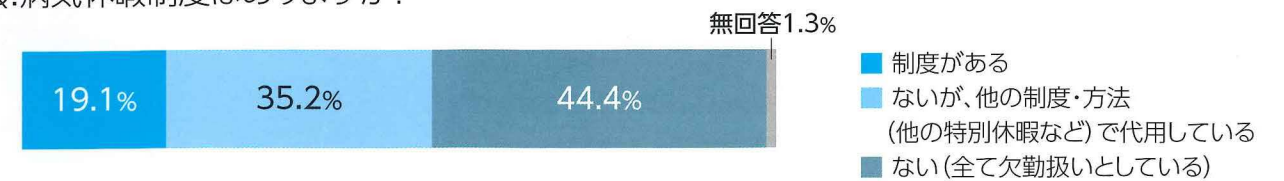
短時間勤務制度

一定の期間、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度を導入している企業は42.7%※、そのうち疾病治療のために制度を利用できる企業は54.2%※となっています。

※出典：独立行政法人労働政策研究・研修機構「メンタルヘルス、私傷病などの治療と職業生活の両立支援に関する調査」(2012年)

“病気休暇制度”に関するアンケート

Q.病気休暇制度はありますか?



Q.半日単位の病気休暇制度、時間単位の病気休暇制度の利用は?

半日単位の病気休暇制度について



時間単位の病気休暇制度について



出典：平成28年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査

病気休暇制度を導入している企業をご紹介します

(平成26年度～28年度「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業」における収集事例)

▼平成28年度	家族の介護・傷病休暇 住友林業株式会社 建設業 従業員数 4,417名(単体) 17,001名(連結)(2016年3月時点)	積立安心休暇 株式会社タニタハウジングウェア 製造業 従業員数 129名(2016年9月時点)
▼平成27年度	積立休暇 MMCテクニカルサービス株式会社 製造業 従業員数 403名(2015年6月時点)	積立休暇 富士電機株式会社 製造業 従業員数 25,740名(連結)(2015年3月時点)
	年休積立制度 株式会社 シノダ 小売・卸売業 従業員数 232名(2015年8月時点)	積立特別休暇 株式会社 東邦銀行 金融・保険業 従業員数 1,881名(単体) 1,895名(連結)(2015年3月時点)
	療養休暇 社会福祉法人 花ノ木 福祉・医療 従業員数 340名(2015年6月時点)	治療休暇 ティーパック株式会社 サービス業 従業員数 195名(2015年6月時点)
▼平成26年度	私傷病の際に使える積立休暇 株式会社 千葉銀行 金融・保険業 従業員数 6,770名(うち正社員4,376名)(2014年7月31日時点)	私傷病・看護・介護のための特別有給休暇 オエノンホールディングス株式会社(オエノングループ) 製造業 従業員数 89名(単体) 970名(連結)(2013年12月31日時点)
	私傷病のための特別休暇 株式会社 小坂工務店 建設業 従業員数 45名(2014年9月1日時点)	積立特別休暇 花王株式会社 製造業 従業員数 6,172名(単体) 33,054名(連結)(2013年12月31日時点)